

特別支援連携協議会だより

根室管内特別支援連携協議会事務局(根室教育局)

今年度実施した、各種研修会等で参加者から寄せられた質問について、お答えします。各学校等における特別支援教育の充実に活用してください。今回は、通級による指導についてお知らせします。

通級による指導とは

「通級による指導」とは、大部分の授業を小・中・高等学校の通常の学級で受けながら、一部、**障がいに応じた特別の指導**を特別な場(通級指導教室)で受ける指導形態で、**障がいによる学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服するため**、特別支援学校学習指導要領の「**自立活動**」に相当する指導を行います。

実施形態として、次の3つがあります。

- ①児童生徒が在籍する学校において指導を受ける「自校通級」
- ②他の学校に通級し、指導を受ける「他校通級」
- ③通級による指導の担当教師が該当する児童生徒のいる学校に赴き、又は複数の学校を巡回して指導を行う「巡回指導」

小・中学校における通級による指導の教員配置については、義務標準法等の一部を改正する法律等の施行によって、平成29年度より改善がなされ定数化が始まっています。

義務標準法等の一部を改正する法律等の施行について
(平成29年3月31日付28文科初第1854号文部科学事務次官通知)

1 改正の概要

障害に応じた特別の指導であって、政令で定めるものが行われている児童又は生徒(特別支援学級の児童生徒を除く。)13人につき教員1人をそれぞれ算定する基準を新設すること。

通級による指導の対象や障がいの程度

通級による指導の対象となるのは、**言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由、病弱及び身体虚弱**の児童生徒であり、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもになります。

通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断することが必要です。



Q1 どうして、知的障害のある児童生徒を通級による指導の対象としていないのですか。

A1 知的障害のある児童生徒に対する学習上又は生活上の困難の改善・克服に必要な指導は、生活に結び付く実地的・具体的な内容を継続して指導することが必要であることから、一定の時間のみ取り出して行うことはなじまないことを踏まえ、現在、通級による指導の対象とはなっていません。



通級による指導における特別な教育課程について

通級による指導は、障がいに応じた特別な指導を通常の教育課程に加え、又はその一部に替えて行うものであり、通級による指導を受ける児童生徒については、特別な教育課程を編成する必要があります。

●加える場合



●替える場合



【指導内容・指導時数】

- 1 障がいに応じた特別な指導は、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導（自立活動）とし、特に必要があるときは、障がいの状態に応じて各教科等の内容を取り扱いながら行うことができます。
- 2 小・中学校及び義務教育学校における障がいに応じた特別な指導に係る授業時数は、年間 35 単位時間から 280 単位時間（週 1～8 時間）までを標準とし、LD 及び ADHD の児童生徒については、年間 10 単位時間から 280 単位時間までを標準としています。
- 3 高等学校における障がいに応じた特別な指導に係る修得単位数は、年間 7 単位を超えない範囲で当該高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができます。



Q2 「各教科の内容を取り扱いながら」とは、どのようなことですか。

A2 特に必要がある時は、障がいの状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができますが、あくまでも通級による指導で行われる指導は、障がいに応じた特別な指導として自立活動を参考に指導を行うこととなっています。

そのため、**在籍学級での学習の遅れを取り戻したり、予習・復習の目的で各教科の学習を取り扱ったりすることは認められていません。**

【各教科の内容を取り扱いながら行う自立活動の指導の一例】

- ・目を滑らかに動かして文字を追うことが難しい児童が、音読を苦手としている場合
→国語科の教科書にある読み物を扱いながら、目を滑らかに動かす学習や、指で行を追いながら読む方法を身に付けていく学習など





Q3 通級による指導を行う時間として、特定の教科等の授業時数のすべてを充当してもよいですか。

A3 小学校や中学校の教育課程は、それを一通り履修することによって教育が成り立つので、毎回、同じ教科の授業が受けられなかったり、特定の教科や道徳科、特別活動等の内容のすべてが履修できなかったりすることは望ましくありません。できるだけこのようなことが起こらないように、通級による指導を受ける時間や曜日を工夫することが必要です。



Q4 通級による指導を受けることによって通常の学級での授業が受けられない場合、それをどのように補ったらよいですか。

A4 例えば、その部分の学習を家庭で行うことができるよう宿題や課題を出したり、抜けた授業で前時の復習を多く取り入れたり、必要があれば、放課後などに補充的な指導を行ったりすることなどが考えられます。

通級による指導を受けるために、通常の学級の授業の一部を抜ける場合には、算数・数学や英語などの積み上げが必要な学習で、その指導を受けないと内容が分からなくなるような教科を避ける工夫や、家庭学習で補いやすい内容を学習しているときに通級による指導を受けるようにするなど、それぞれの学校や学級での工夫・調整が必要となります。



自立活動とは

自立活動の目標は、「個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基礎を培う。」と示されています。

ここでいう「自立」とは、個々の児童生徒がそれぞれの障がいの状態や発達の段階等に応じて、主体的に自己の能力を可能な限り発揮し、よりよく生きていくことを意味しています。

また、調和的発達とは、発達の遅れや不均衡を改善したり、発達の進んでいる側面をさらに伸ばすことによって、遅れている側面の発達を促したりするなどの全人的な発達を促すことを意味しています。

そのため、自分でできるようになることだけを目指すのではなく、自分の学びやすい環境や方法に気付き、自分で配慮を依頼できるようになることをねらう場合などもあります。

※自立活動の内容については、4ページを参照



Q4 自立活動の内容（6区分 27項目）はすべて指導する必要がありますか。

A4 全ての内容を指導することは求められていません。

自立活動の内容は、人間として基本的な行動を遂行するために必要な要素と障がいによる学習上又は生活上のつまずきや困難を改善するために必要な要素です。児童生徒の実態を把握し、個々の児童生徒にとって必要とされる項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定することになります。





Q5 なぜ個別の指導計画が必要なのですか。

A5 自立活動の指導は、個々の実態に応じて指導目標や指導内容が設定されます。そのため、なぜそのような指導が必要か、どのような計画で行うのかなどを個別の指導計画の中で明確にする必要があります。さらに、通級による指導を受ける本人や保護者には、面談の機会などを設けて、個別の指導計画を提示しながら、指導目標や指導内容について説明することも大切になります。



【自立活動の内容（6区分27項目）】

1 健康の保持	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。 (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。 (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。 (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事。 (5) 健康状態の維持・改善に関する事。
2 心理的な安定	(1) 情緒の安定に関する事。 (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。 (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。
3 人間関係の形成	(1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。 (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。 (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。 (4) 集団への参加の基礎に関する事。
4 環境の把握	(1) 保有する感覚の活用に関する事。 (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事。 (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事。 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。
5 身体の動き	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。 (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。 (4) 身体の移動能力に関する事。 (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。
6 コミュニケーション	(1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。 (2) 言語の受容と表出に関する事。 (3) 言語の形成と活用に関する事。 (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。 (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。

※赤字は、新学習指導要領において改定となった部分です。

【参考文献】

- ・特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（平成30年3月 文部科学省）
- ・小学校・中学校の通常の学級の先生のための手引き書～通級による指導を通常の学級での指導に生かす～（独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 編著）
- ・改訂第3版 障害に応じた通級による指導の手引（文部科学省 編著）